

# ゾーン30の指定に伴う新しい交通規制のお知らせ

▷問い合わせ先＝市民環境課交通安全係(☎内線127)  
大船渡警察署交通課交通規制係(☎0110)

平成31年3月下旬から立根小学校付近の市道においてゾーン30を実施します。

また、平成31年4月1日から、宮田橋付近で午前7時から8時30分の登校時間中において、指定通行の交通規制が始まります(ただし、自転車は除きます。また、土曜日・日曜日・祝日も除きます)。

今後、2019年の秋ごろにも、第一中学校付近のゾーン30および下欠橋や川原橋の指定通行の交通規制を導入する見込みです。

詳細は下図をご覧ください。

## ゾーン30とは？

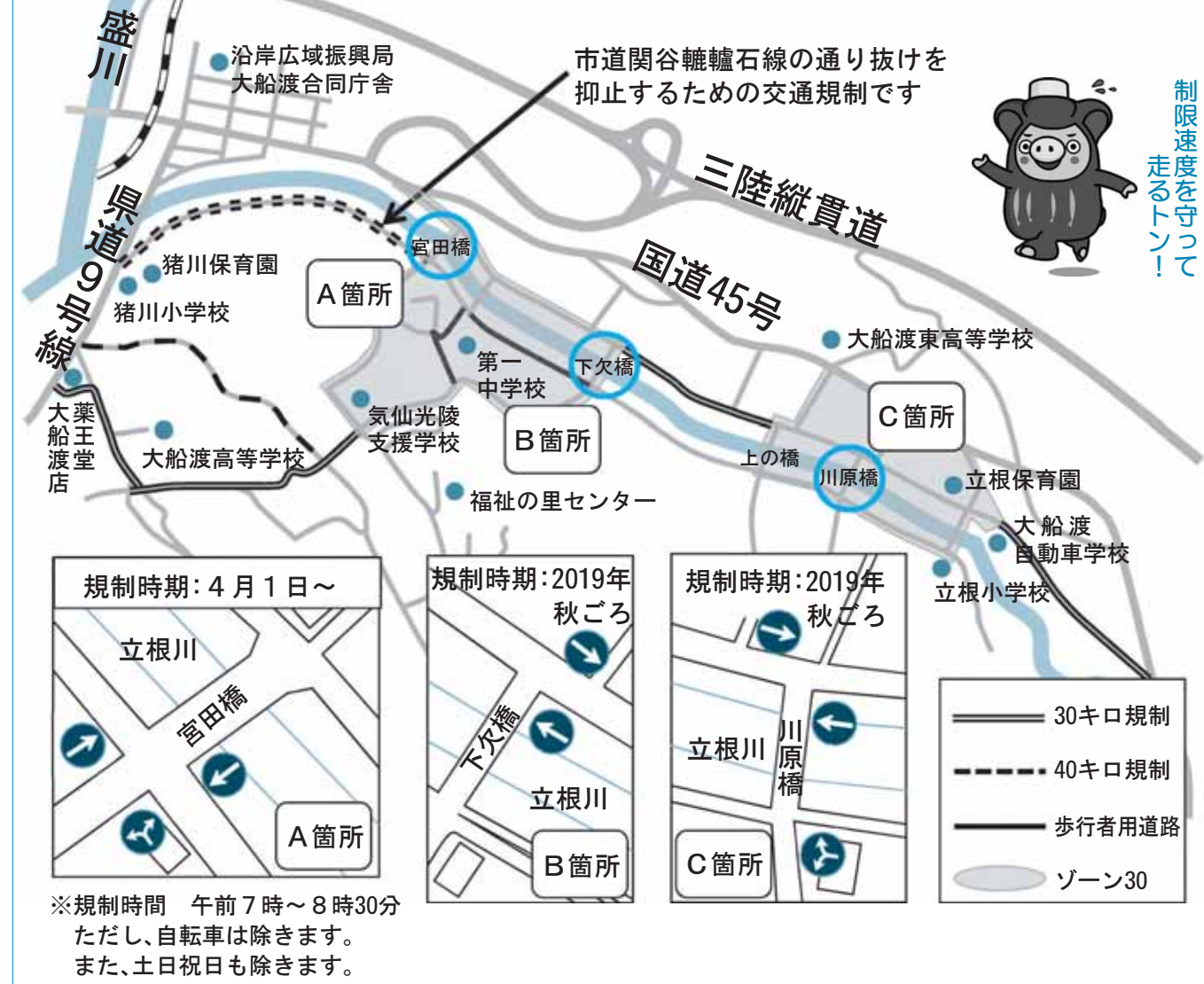
生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策の一つです。

指定された区域は、最高速度が30キロに規制されます。

標識をしっかりと見て運転をしましょう。



## ゾーン30の指定に伴う交通規制図



## 税務課から

# 軽自動車税に関するお知らせ

▷問い合わせ先＝税務課諸税係(☎内線153)

### グリーン化特例(軽課)のしくみ

四輪車などの軽自動車のうち、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに、初めて車両番号の指定を受けた一定の環境性能を有する車両は、平成31年度分の軽自動車税に限り、次の①②③の燃費基準達成状況に応じて、下表のとおり軽減税率が適用されます。※平成30年度の課税でグリーン化特例が適用となった車両については再度適用されるものではありません。

#### ■燃費達成基準

- ①電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)
  - ②【乗用】平成32年度燃費基準+30%達成車  
【貨物用】平成27年度燃費基準+35%達成車
  - ③【乗用】平成32年度燃費基準+10%達成車  
【貨物用】平成27年度燃費基準+15%達成車
- ※②および③は平成17年排出ガス基準75%低減達成車(☆☆☆☆)に限ります。

### ■グリーン化特例(軽課)の税額

車種	区分	税額					
		通常税額	①	②	③		
軽自動車	三輪(660cc以下)		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
	四輪	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	四輪	貨物用	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
			自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

※燃費基準達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。



### 名義変更・廃車などの手続きのしくみ

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。軽自動車の売買、譲渡を行った場合や、所有者が亡くなった場合などには、「名義変更」や「廃車」の手続きを3月中に行ってください。

#### ■標識が「大船渡市」または「三陸町」ナンバーの場合

- ▽手続き窓口Ⅱ市役所本庁税務課諸税係(7番窓口)、三陸支所、綾里地域振興出張所、吉浜地域振興出張所
- ▽手続きに必要なものⅡ標識交付証明書、届出人(相続人など)の印鑑

#### ■その他の二輪車や四輪車などの場合

- ▽手続き窓口Ⅱ自家用自動車協会大船渡支部
- ※市役所では手続きができませんのでご注意ください。
- ▽手続きに必要なものⅡ手続きの種類によって必要書類が異なります。詳しくは軽自動車検査協会のホームページをご覧ください。

【軽自動車検査協会ホームページアドレス】<https://www.keikenkyo.or.jp>

### ■経年重課の税額

車種	区分	税額		
軽自動車	三輪(660cc以下)		4,600円	
	四輪	乗用	営業用	8,200円
			自家用	12,900円
	四輪	貨物用	営業用	4,500円
			自家用	6,000円

※電気自動車などは除きます。

初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した車両は、左表のとおり経年重課税率が適用されます。※平成31年度は平成18年3月以前に初めて車両番号の指定を受けた車両が対象になります。

### 経年重課のしくみ

初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した車両は、左表のとおり経年重課税率が適用されます。※平成31年度は平成18年3月以前に初めて車両番号の指定を受けた車両が対象になります。

▽自家用自動車協会大船渡支部所在地および連絡先  
大船渡町字地ノ森62・10  
(☎3874)